

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二九―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫字東原五百三番外三十筆、五百十六番六先道路

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百五十七・二一立方メートル

浸透効果量 〇・〇六三立方メートル毎秒